## 記入例

(社会福祉協議会、身体障がい者福祉協会共通)

## 自動販売機による寄付金に関する覚書

社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会(以下「甲」という)と●●●●(以下「乙」という)は、小美玉市内において、乙が下表において設置する寄付機能付自動販売機(以下「自動販売機」という。)による寄付金に関し、次の通り覚書を締結する。

契約	物件番号	財産名称	設置場所
0	小川文化センターアピオス1	小川文化センターアピオス /////////	1 階喫茶コーナー

第1条

## 該当するものに○

- (1) 乙は、自動販売機の販売金額の10%相当額以上の額を甲に寄付するものとする。
- (2) 乙は、当該自動販売機による売上を毎月末日で締め切り、前項に定められた寄付金を翌月末までに甲に支払うものとする。ただし、寄付金の送金間隔は甲スカギントのできるものとする。

  □座情報は甲側で記入する

第2条 (寄付金の送金)

乙は、第1条第1項の寄付金を、甲の指定するかの上述に送金するものとする。

*金融機関名	:	 退行	支店名	:	支店
*預金種目	:		口座番号	:	
*口座名義	:				

第3条 (本覚書の有効期限)

\*口座名義カナ:

この覚書の有効期限は、契約の締結から令和9年3月31日までとする。

第4条 (協議)

この申し合わせに記載のない事項及び記載の事項に疑義が生じた場合は、甲、乙の両者が誠意をもって協議し、決定するものとする。

第5条 (覚書の保有)

この覚書の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印してそれぞれ1通を保有するものとする。

あらかじめ支店等に委任する 場合は、委任先の内容で作成す ること。 小美玉市上玉里1122 甲 社会福祉法人 小美玉市

社会福祉法人 小美玉市社会福祉協議会

会長 伊能淑郎

00市00

乙 ●●●●●

代表取締役 〇〇 〇〇

## ◎作成に際しての注意点

- 1 覚書は、相手側が社会福祉協議会分と身体障がい者福祉協会分を、乙欄に記名押印の 上2部ずつ提出すること。ただし、申込みする入札物件の寄付先が、社会福祉協議会の みの場合は社会福祉協議会分のみを、身体障がい者福祉協会のみの場合は身体障がい者 福祉協会分のみを作成すればよい。
- 2 日付欄は、公有財産賃貸借契約書の締結日を後日記入する。
- 3 送金先口座情報は、甲側で記入する。
- 4 表中の契約欄は、入札結果に基づき市側で記入する。
- 5 覚書は公有財産賃貸借契約の締結に合わせ、甲側押印のうえ1部を返送する。